

令和7年第12回別府市農業委員会総会議事録

日 時 令和7年12月5日(金)午後2時 00 分

場 所 別府市役所 農業委員会室

招集者 別府市農業委員会 会長 久保 賢一

次 第

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の審議について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の議決事項の変更について

議案第3号 非農地通知について

議案第4号 非農地証明願について

報告第1号 農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について

(1) 農地法第3条の3の規定による届

(2) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届

(3) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による賃貸借権の解約受理について(合意
解約)

出席委員

農業委員 6名

1番 久保 賢一

3番 彌田 和好

4番 齊藤 孝一

5番 久恒 美千代

6番 星野 賢一

7番 小畠 義宏

※ 番号は議席番号

欠席委員

2番 後藤 利夫

出席職員

事務局長 岩男 涼子

局長補佐 中川 朋美

主任 高橋 恒太

午後 2 時 00 分 開会

(局長)

総会を始めるにあたり、お願ひ事項がございます。

総会の開催中は携帯をマナーモードにするか電源をお切りください。

議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、挙手をしていただき議長の承認のうえご発言下さい。

それでは、ただいまより令和7年第12回別府市農業委員会総会を開催いたします。

後藤委員さんからは欠席の届出をいたしております。

本日の総会の出席委員数は、過半数を超えておりますので、総会会議規則第6条により本日の総会は成立いたしました。それでは、会長お願ひいたします。

(会長)

皆さん、こんにちは。

先日の県外視察は大変お疲れ様でした。高知県本山町の農村 RMO や道の駅とおわの取組などを見ていただきました。どちらも地域による地域のための取組でしたが、特に本山町の取組は、同じ中山間地域として、参考になるものが多かったのではないかと思います。地域で、今後の活動に活かしてもらえばと思います。よろしくお願ひします。

(議長)

それでは、議事に入ります。

本日の総会は、総会会議規則第7条により、私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

では、本日の総会議事録署名委員の選出について、私の方から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

ご異議がないようありますので、4番職務代理、5番委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

議案につきましては、事前に皆さんに送付しておりますので、報告の部分は説明を省略し、ご質問等が出た事案に対して、詳しく説明を求めたいと思います。

それでは議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の審議について」申請番号1番を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

はい、それでは議案の2ページをお開きください。

議案第1号 申請番号1 謙渡人 別府市の方、謙受人も別府市の方です。謙渡人の職業は会社員、謙受人の職業は農業です。

農振地域外、申請の土地は、大字内竈 田、現況 田 1,947 m²外 1 筆計 2,879 m²です。

申請事由は、謙渡人が、農地を管理できないため、謙受人が、現在借りている農地を

取得して引き続き耕作するため、というものです。

お配りしている総会議案資料をご覧ください。1ページから3ページは申請書です。議案と重複しますので、説明は省略します。4ページが字図、5ページが位置図、6ページが航空写真です。7~8ページが 7 番委員と〇〇推進委員に現地確認していただいたときの現況写真です。以上です。

(議長)

ただいま、事務局の説明が終わりました。7番委員から補足説明をお願いいたします。

(7番委員)

はい。〇〇に関しては、地域計画で農業を担う一員としてかなり田んぼを作っているので問題ないと思います。以上です。

(議長)

ただいま、7番委員からの補足説明が終わりました。

何かご意見、ご質問等はございませんか。

(各委員)

ありません。

(議長)

ご意見・ご質問もないようあります。

それでは、議案第1号申請番号1番について申請のとおり承認することにご異議ありませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

ご異議なしと認めます。

議案第1号申請番号1番については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

議案第2号申請番号1「農地法第5条第1項の規定による許可申請の議決事項の変更について」、事務局より説明を求めます。

(事務局)

はい。議案の 3 ページをお開きください。

こちらは、11月総会で5条許可申請(追認)として議決された案件ですが、3,000 m²を超える申請でしたので、常設審議委員会に諮る必要があり、議案を提出いたしました。常設審議委員会事務局から「本案件は農地法違反ではあるが、転用行為が伴っているため、追認はあたらない」との指摘がありましたため、今回、内容についての変更はございませんが、追認ではなく申請として「議決事項の変更について」、お諮りするものです。

(議長)

はい。ただいま事務局の説明が終わりました。「追認」は、農地を農地以外のものにする転用行為があった際に、後から認めることをいい、本件は農地法の許可を得ずに所有権移転をしたことによる農地法違反ではあるが、追認には該当しないとの指摘があったため議決事項を変更することです。特に内容の変更はございません。何かご質問等があればお願いいたします。

わかりにくいかもしれませんけれども、追認ということでやっていたんですけども追認は転用行為があった場合のみ、これは転用はしていないです、所有権移転のみ行つたので、農地法違反ではあるが、追認ではありませんよ、追認行為には当たらないということです。いいですか？事務局、補足説明があれば。

(事務局)

ありません。

(7番委員)

議案の中で、施設の概要及び転用時期に駐車場及び資材置場と記載があるが、転用ではない？

(事務局)

これから駐車場と資材置場にします、という許可申請です。

(議長)

いいですか？他に質問はありませんか？特にご質問等はないようあります。

議案第2号番号1「農地法第5条第1項の規定による許可申請の議決事項の変更について」、承認することにご異議ありませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

ご異議なしと認めます。

議案第2号申請番号1番については、変更を承認することに決定いたしました。続きまして、議案第3号番号1「非農地通知について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

はい。議案の4ページをご覧ください。

令和7年の利用状況調査(農地パトロール)で非農地と判断された土地に対し、非農地通知を送付するものです。非農地判断は総会の審議は不要となっていますが、三人以上の委員での判断が必要なため、農地パトロールの時に撮影していただいた写真をこの総会の場でみなさんでご確認のうえ、非農地かどうかの判断をしていただきますようお願いいたします。

番号1についてです。所有者 宇佐市の方 農振地域外、大字浜脇、畑、現況 山林、436m² 外7筆 計 3,522.91m²です。

現地の写真は資料の9～10ページです。9ページ上段の写真 461、468-1 は、現地に近づくことができませんでしたので、全景となりますが、写真中央部から若干左側のあたり奥が対象地となります。以上です。

(議長)

ただいま、議案第3号番号1について事務局の説明が終わりました。6番委員に確認をお願いいたしましたので、補足説明をお願いいたします。

(6番委員)

見ていただいたとおり、手つかずの状況が続いている、特に一番上の写真のところは、入ることもできないような状況でして、地目は田とか畠ですが草や樹木が生えていて農地に戻すは難しいと判断しました。

(議長)

ただいま、6番委員からの補足説明が終わりました。
何かご意見、ご質問等があればお願いします。

(各委員)

ありません。

(議長)

ご意見・ご質問もないようあります。
それでは、議案第3号申請番号1番について、非農地判断することにご異議ありませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

ご異議なしと認めます。
議案第3号申請番号1番については、非農地判断することに決定いたしました。続きまして、議案第4号番号 1「非農地証明願について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

はい。議案の 5 ページをご覧ください。
申請人 別府市の方 農振地域外、申請の土地 大字内竈、田、現況 雜種地 27m² です。理由、土地収用時の残地のため、です。総会資料をご覧ください。11ページが非農地証明願、議案と重複するので説明は省略します。12 ページが位置図、赤の線で囲った部分が申請された筆です。13 ページが航空写真、同じく赤の線で囲った部分が申請された筆です。14 ページが7番委員、○○推進委員に現地確認していただいた時の写真です。以上です。

(議長)

ただいま、議案第4号番号1について事務局の説明が終わりました。7番委員から補足説明をお願いします。

(7番委員)

この土地は土地収用地の残地ということで、既に雑種地として扱われている土地で、実際、川があるんですけれども道の1・2、3 メートルの道の下に、入口もなく残っている土地ですので、雑種地として考えています。以上です。

(議長)

ただいま、7番委員の補足説明が終わりました。

議案第4号番号1について、ご質問等があればお受けいたします。

(各委員)

ありません。

(議長)

特にご意見・ご質問もないようあります。

それでは、議案第4号番号1について非農地判断することにご異議ありませんか。

(各委員)

異議なし。

(議長)

ご異議なしと認めます。

議案第4号申請番号1番を許可することに決定いたしました。

ここからは、報告事項となりますので、事務局からの説明は省略したいと思います。

報告第1号、「農業委員会規程第9条の規定による専決事項の報告について、(1)農地法第3条の3の規定による届、番号1について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)

ありません。

(議長)

特にご質問等もないようあります。続きまして(2)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届、番号1について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)

ありません。

(議長)

特にご質問等もないようあります。続きまして(3)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届、番号1から5について、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(各委員)
ありません。

(議長)

特にご質問等もないようあります。
続きまして報告第2号「農地法第18条第6項の規定による賃貸借権の解約受理について(合意解約)」、何かご質問等があれば、お受けいたします。

(6番委員)

議案第1号の方と同じだと思うんですけれども、住所の表示が違う理由は?

(事務局)

もともとの農林水産課での賃借権設定の契約が通称になっておりまして、その解約ですので、契約と同じ表記で書いており、議案は登記全部事項証明書に書かれているとおりの住所を記載しております。

(議長)

ご質問等はないようあります。以上で、本日の議事日程は、すべて終了いたしました。

午後3時 00分 閉会

上記会議の顛末を録し、相違ないので、署名をする。

議長

会長

署名委員

4番委員

署名委員

5番委員